東京都における産業廃棄物対策について

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課

1．産業廃棄物の現状

平成22年度の東京都産業廃棄物実態調査によると、都内から排出された産業廃棄物の排出量（表１）は2,257万トンで、平成21年度と比較すると約３％減少しています。また、最終処分量は、79万トンであり、平成21年度に比べ約６％減少しています。

都内から排出される産業廃棄物では、上下水道汚泥が排出量全体の62％を、建設汚泥やがれき類等の建設廃棄物は32％を占め、これらの廃棄物で94％を占めています。上下水道汚泥は排出量のほとんどが脱水等の中間処理により都内で減量化されていますが、建設廃棄物は減量化や再生利用の拡大により最終処分量は減少しているものの、なお最終処分量（79万トン）の65％を占めています。

これらの産業廃棄物は広域的に処理されており、平成22年度に都内で排出された産業廃棄物の最終処分量79万トンのうち、多くが都外で行われています。

表１　産業廃棄物処理・処分状況（平成22年度）　（単位：千トン／年）

廃棄物の種類	排出量	中間処理量	減量化量	再生利用量	最終処分量
汚　泥	16,369	16,355	14,777	1,370	222
上下水道汚泥	(13,878)	(13,878)	(13,534)	(327)	(17)
建設汚泥	(2,191)	(2,177)	(1,046)	(979)	(166)
その他汚泥	(300)	(300)	(197)	(64)	(39)
がれき類	4,516	4,414	109	4,256	151
ガラス・陶磁器くず	418	380	44	171	203
廃プラスチック類	265	264	84	138	43
木くず	224	222	17	195	12
その他	773	718	195	423	155
合　計	22,565	22,353	15,226	6,553	786

（注）各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがあります。

2．東京都における排出事業者・処理業者への指導

排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物を保管・運搬・処理するときに、法令で定める基準等を遵守し、適正に処理しなければなりません。都では不適正処理を防止するため、その基準等の周知を図るとともに、立入検査等の規制指導を実施しています。

（1）排出事業者に対する規制指導

東京都では、特に特別管理産業廃棄物を排出する事業所、産業廃棄物の処理について近隣住民から苦情のあった事業所を中心に立入検査及び立入指導を実施（表２）しており、排出事業者に対し、主に次の事項について指導を行い、事業者処理責任の徹底、減量化・資源化の促進を図っています。

・保管・運搬基準、処理基準等の遵守
・処理委託基準（委託契約書・産業廃棄物管理票（マニフェスト）に係る法定基準）の遵守
・産業廃棄物の管理及び処理体制の整備
・減量化・資源化等に関する指導や情報提供　など

また、最近の廃棄物処理法やリサイクル関連法の相次ぐ改正を踏まえ、これらの周知徹底を図ることも重点的に実施しています。

表２　産業廃棄物排出事業者指導実績（平成23年度）

排出の区分	立入検査件数	文書による行政指導		
		指示	警告	勧告
産　業　廃　棄　物	1,583	47	3	0
特別管理産業廃棄物	333	1	0	0
計	1,916	48	3	0

また、有害性、感染性、ＰＣＢ含有などの人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する特別管理産業廃棄物を取り扱う事業場は、廃棄物処理法により特別管理産業廃棄物管理責任者の設置を義務付けられていますが、東京都ではその設置及び変更に係る都知事への届出を、要綱により求めており、徹底した排出事業者に対する規制指導を行っています。

（2）処理業者に対する規制指導

都内の排出事業者の多くは、自ら産業廃棄物を処理することなく、処理業者等に委託して処理しているのが現状です。このため、産業廃棄物の適正処理を目的に処理業者への立入や報告徴収等を行っています。

処理業者の中には、法令に対する理解や認識が不十分な者、無許可で処理を行う者等がいます。とりわけ、処理業者による保管積替や中間処理、最終処分において不適正な処理が行われると、周辺の生活環境に重大な支障を生じるおそれがあります。そこで、都では、産業廃棄物の処理を行う業者について立入検査及び立入指導を行い（表３）、違反行為の防止と是正に努めています。また、近隣住民から苦情があった場合にも即時対応を図っています。

また、東京都では、産業廃棄物の収集及び運搬又は処分を業として行う業者に対し、運搬・処分実績に関する報告書の提出を求めています。報告書の提出は、平成13年度から法定義務ではなくなりましたが、東京都における産業廃棄物の排出及び移動実態を把握し、また、処理業者における自己の処理状況を管理する契機とするために産業廃棄物処理業者の実績報告に係る要綱を定め、報告書の提出を求めています。

3．東京都の産業廃棄物行政の現状

東京都では、産業廃棄物の適正な処理の確保及びリサイクルの促進に向けて、さまざまな独自の取組を行っております。以下に代表的な取組について紹介します。

（1）産業廃棄物処理業者の第三者評価制度

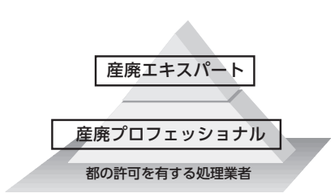
東京都では、平成21年10月から、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度（図１）（「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」認定制度）を開始しました。

この制度は、①排出事業者への信頼できる処理業者情報の提供、②優良な処理業者の育成と適正処理の推進、③健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展を目的として、東京都が指定した第三者評価機関が、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理・資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を評価・認定する制度です。

産業廃棄物処理業者の事業内容や取組の状況に応じ、２つの基準を設け認定しています。

表３　産業廃棄物処理業者等指導実績（平成23年度）

区　分	立入検査件　数	文書による行政指導		行　政　処　分			
		指示	警告	改善命令	措置命令	事業停止	許可取消
許可業者	439	101	1	1	0	0	17
そ　の　他	59	0	0	0	0	0	0
計	498	101	1	1	0	0	17



産廃エキスパート
（第一種評価基準適合業者）業界のトップランナー的業者

産廃プロフェッショナル
（第二種評価基準適合業者）業界の中核的役割を担う優良業者

【制度の詳細】（2011（平成23）年度）

1　認定申請の対象者
都知事の産業廃棄物処理業許可（注）を取得し、都内での実績が１年以上の者（約12,000者）
（注）許可の区分　①収集運搬業（積替保管施設なし）②収集運搬業（積替保管施設有り）③中間処理業

2　評価項目（評価事項数は、申請区分によって異なります。）
○遵法性（評価事項：９～16項目）
法定要件・義務を確実に履行していること。
（例）・環境保全関係法令で不利益処分を過去５年間受けていない。
・法人税、消費税等の未納がない。
○安定性（評価事項：21～35項目）
安定的で信頼性ある自主的な運営を行っていること。
（例）・自己資本比率が15%以上である。
・事故時や災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。危機管理教育、防災訓練等を定期的に行っている。
○先進的な取組（評価事項：15～21項目）
環境貢献活動等、先進的な取組を行っていること。
（例）・環境に関する基本方針を定めている。
・CSR報告書や環境報告書を作成している。
・料金表、料金算定式、個別見積り等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。

3　認定の有効期間　２年間（更新は３年間）

4　認定の取消　第三者機関は、認定業者が廃棄物処理法などに基づく行政処分を受けたときなどは、その認定を取り消します。

※認定の詳細及び認定業者の情報については、環境局及び東京都環境公社のホームページでご確認いただけます。
○東京都環境局産業廃棄物対策課ウェブサイト
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/index.html
○東京都環境公社ウェブサイト
http://www.tokyokankyo.jp

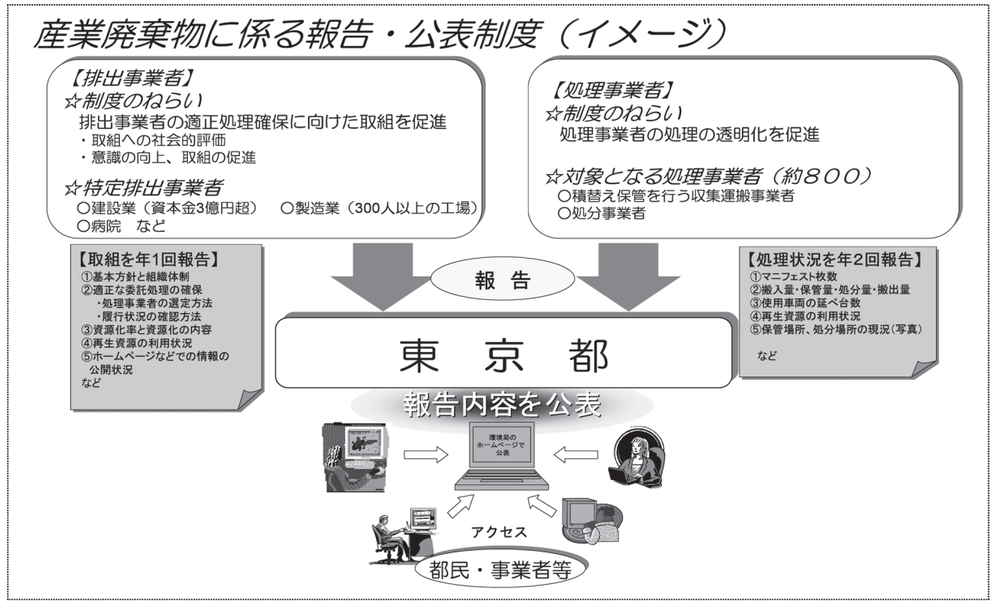
図１　産業廃棄物処理業者の第三者評価の仕組と制度の詳細

（2）排出事業者、産業廃棄物処理業者の報告・公表制度

東京都では、東京都廃棄物審議会答申「産業廃棄物の適正処理の徹底について」（平成16年５月）を受けて、平成17年３月に東京都廃棄物条例を改正し、産業廃棄物の適正処理の徹底に向けて、排出事業者からは適正処理を確保するための取組状況、処理業者からは処理状況などについて報告を求め、これらの報告を、環境局のホームページ上で公表する報告・公表制度（図２）を平成17年９月から開始しました。対象となる排出事業者は、建設業（資本金３億円を超える者）、製造業（従業員300人以上の工場）、病院などとし、これらの事業者から産業廃棄物の減量や適正処理の取組事項について、年１回報告を求めています。

また、処理業者については、産業廃棄物収集運搬業者（積替・保管の許可を有する者に限る。）及び処分業者が対象となり、積替保管を行う場所や処理施設における、産業廃棄物の搬入量、保管量、中間処分量、排出量の実績などについて、年２回の報告を求めています。

報告された内容を、ホームページ上で公表することで、企業の社会的責任の徹底や産業廃棄物処理の透明化を図っています。



○東京都環境局産業廃棄物対策課ウェブサイト
排出事業者用
https://www.kankyo-sanpai.jp/publicreport/ui/WebSearch/tekisei/tekiseiSearch.aspx
処理業者用
https://www.kankyo-sanpai.jp/publicreport/ui/WebSearch/ShoriJyokyo/ShoriSearch.aspx

図２　報告・公表制度のイメージ

（3）不法投棄対策

産業廃棄物の不適正処理は広域化、悪質・巧妙化していることから、東京都は、平成12年11月近隣の20県市に呼び掛けて「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称名：産廃スクラム21）を設け、産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理の未然防止に向けた監視体制を構築しました。現在、協議会への参加自治体は30に増え、「産廃スクラム30」として年１回全体会議を開催しています。その中で各自治体が産業廃棄物の不適正処理等の具体的な解決事例の報告を行うなど、自治体間での情報の共有化に努めています。また、「産廃スクラム30」の参加自治体の統一した取組として、不法投棄撲滅強化月間を設定し、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査等を実施しています。

一方、産業廃棄物の不法投棄件数の約７割は建設廃棄物で、建物解体工事から発生する廃棄物が大きな割合を占めています。このため、従来の広域的な不適正処理の規制監視などと併せて、平成19年度から廃棄物の発生元に遡って、中小規模の建物解体工事を対象に、廃棄物の分別や保管、処分先などについての現場指導を実施しています（図３）。

４．おわりに

産業廃棄物の適正な処理を確保し、リサイクルを促進していくためには、優良な産業廃棄物処理業者を育成するとともに、排出事業者が処理を委託するに当たって、優良な処理業者が優位に立てる環境づくりが重要です。このため、東京都では不法投棄などの不適正処理事案に対する関係法令に基づく行政処分の厳正な執行や処分事実の公表により不適正処理の抑止を図るとともに、排出事業者及び処理業者に対し、第三者評価制度の一層の活用を推進していきたいと考えています。

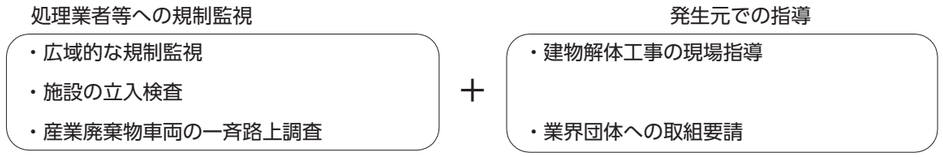


図３　不法投棄防止に向けた事業展開